

氏名(本籍)	中村修也(和歌山県)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第1709号
学位授与年月日	平成13年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	歴史・人類学研究科
学位論文題目	日本古代商業史の研究
主査	筑波大学教授 文学博士 大濱徹也
副査	筑波大学教授 文学博士 川西宏幸
副査	筑波大学助教授 博士(文学) 根本誠二
副査	筑波大学教授 文学博士 堀池信夫

論文の内容の要旨

本論文は、日本古代社会における商行為のありかたを、市人、市司等が営んだ活動の諸形態を生活の場で解析することで、各地で展開していた商業活動の実態を個別的に検討した、序章、12章38節、終章からなる作品である。

序章「日本古代商業史研究とその視点」は、国家財政史の枠組に規定されてきた研究史のありかたを問い質し、生活の場に広く展開していた交易、交換、互酬の具体相を凝視する時、古代商業の叙述が可能となることを指摘したものである。

第1章「古代交易の発生」は、原初的な物資の流通と交易のありかたを把握すべく、『日本書紀』に記載されている交易関係記事に現れた諸形態を検討し、日本列島に等価交換の交易が広く展開していたことを確認したものである。

第2章「都城制以前の市の成立と経営形態」は、『日本書紀』に描かれている市の実態を検証したもので、難波市と海石榴市が担った市たりうる機能を豪族のありかたと関係づけて解析しようとしたものである。

第3章「出雲地方にみる商人と民衆」は、「出雲風土記」に記載されている意宇郡忌部神戸と嶋根郡朝酌促戸渡に展開した自然発生的な市の諸相を紹介し、市が商業の地であるのみならず、住民生活における娯楽の場としても大きな位置を占めていることを具体的に指摘している。

第4章「平城京東西市建設と藤原不比等の経済政策」は、平城京の東西市の所在形態を都城計画とかわらせて検討し、市が人口の希薄な南方に位置づけられたなかに豪族の私的商行為を制約しようとする不比等の律令国家によせる意思を読み取ろうとしている。

第5章「奈良時代の商人像」は、「市人」「商旅之徒」「商賈之輩」と呼ばれていた商業活動の従事者を考察したもので、市の構成員に郡司層が多く参入していることを明らかにしたものである。

第6章「奈良時代の市司就任氏族」は、会賀市の開設をふまえ、山口佐美麻呂が市司として多彩な活動をしていく姿を具体的にあとづけ、平城京を支えた商人像を提示したものである。

第7章「市人・市籍人と市の構造」は、市の運営にかかわった市人、市籍人の存在形態を問うたもので、その居住状況から市の空間構造にまで説き及んでいる。

第8章「平安京市町成立の構造」は、絵巻き類を活用し、平安京が住民の居住空間として新たに展開していく

様相を市町の盛衰として具体的にあとづけようとしたものである。

第9章「東西市の空間構造と景観」は、「一遍聖絵」等の絵巻きに描かれている世界を読み解く作業によって、居住空間としての市が負わされた相貌を問い質し、市町4町が構成されていた様相をとりあげたものである。

第10章「古代貨幣の本質と形態」は、皇朝十二銭が普及しなかった要因を検討し、銅産出量の乏しさ、貨幣に価値を付与する国家への信頼度が低いがために、米と布が貨幣としての役割をはたしたことを論じている。

第11章「沽価法の性格とその変質」は、市での相場価格について検討したもので、沽価を国家が取引の際に適用する中等価と認識し、商品価格が相場に準拠していたことを指摘し、地方豪族の商行為が律令収取体系を内部から侵食していくことに言及している。

第12章「古代商人と時間意識の成立」は、「正倉院文書」に見られる安都雄足の督促状を素材に、時間表記が賃金と労働時間の関係を示していることに注目し、寺院が管理する時間の概念を問い質し、そこで営まれた経済活動が強く時間を意識させたことを示唆しようとしている。

終章「古代商業史研究の成果と課題」は、各章で展開した論点を整理し、生活史の場から、旧来ともすれば無視されてきた古代社会における商業の実態が世界史的視野で位置づけ得る課題であることに言及している。

審査の結果の要旨

本論文は、従来の古代史研究を疎んじられていた古代社会における商業活動の展開について、乏しい資料状況にもかかわらず、丹念に『日本書紀』をはじめ、「正倉院文書」等を読み解くとともに、考古学等をはじめとする関連分野の諸成果から得た知見に学び、奈良時代を中心に生活の場に根ざした商行為の多様な在り方を具体的に描こうとした意欲的な作品である。

その第1は、「出雲風土記」をふまえ、地方市をめぐる豪族、商人、往来する老若男女の姿を問う作業をとおして、地方市の豊かさや多様な営みを描き、古代社会における商業活動の地域的な広がりを具体的に位置づけようとしたこと。

第2は、奈良時代の商人像を地方豪族の存在形態と関係づけて論じ、渡来系氏族である市司山口佐美麻呂が建築技術の業を評価されて造東大寺司に入り、藤原仲麻呂に仕え、仲麻呂失脚後は道鏡のもとで市司となり、市の運営を取り仕切っていく軌跡を政治史と関わらせて具体的にあとづけ、古代社会の商業活動に帰化人が大きな痕跡を潰していることへの視点を提示したこと。

第3は、皇朝十二銭をはじめ古代国家が鑄造した金属貨幣が貨幣としての役割を果たさず、米と布が貨幣であったとの視点から古代社会における交易の諸形態を生活の必要性という場から古代商業史という世界を描こうとしていること。

本論文は、日本古代国家に固有な専制的体制の特質を究明するという課題に呪縛された研究史に一定の距離をとり、関連分野の諸成果に学びながら、古代社会に展開した多様な交易の在り方を商行為として読み直し、古代商業史を構築しようとするところみだけに、問題も潰されている。第1は、関連分野の成果を組み入れる作法において、やや恣意的な読み取りがみられること。第2は、資料的な制約を克服するためとはいえ、絵図等を採用して立論の補強をしているが、若干難があること。

本論文は、これらの課題があるとはいえ、日本古代社会における商業活動の実態を生活の場から具体的に検証し、日本古代商業史を定立するための多大な可能性を提示した作品として、学界に大きな地歩を占めるものと認められる。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。